

特別栽培農産物に係る表示ガイドライン

制定 平成 4年10月 1日 4食流第 3889号
改正 平成 8年12月26日 8食流第 4567号
改正 平成 9年12月25日 9食流第 4194号
改正 平成13年 4月 1日12総合第 1331号
改正 平成15年 5月26日15総合第 950号
改正 平成19年 3月23日18消安第14413号
(総合食料局長、生産局長、消費・安全局長通知)

第1 適用の範囲

このガイドラインは、農産物（野菜及び果実（加工したものを除く。）並びに穀類、豆類、茶等で乾燥調製したものをいう。）であって、不特定多数の消費者に販売されるものに適用するものとする。

第2 生産の原則

第1の範囲内において、このガイドラインに基づく表示を行う農産物は、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学合成された農薬及び肥料の使用を低減することを基本として、土壤の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培方法を採用して生産することを原則とする。

第3 定義

このガイドラインにおいて、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
特別栽培農産物	第2の生産の原則に基づくとともに、次の1及び2の要件を満たす栽培方法により生産された農産物をいう。 1 当該農産物の生産過程等における節減対象農薬の使用回数が、慣行レベルの5割以下であること。 2 当該農産物の生産過程等において使用される化学肥料の窒素成分量が、慣行レベルの5割以下であること。
特別栽培米	特別栽培農産物のうち、米（とう精されたものを含む。）をいう。
生産過程等	当該農産物の生産過程（当該農産物の生産者による種子、種苗及び収穫物の調製を含む。以下同じ。）及び前作の収穫後から当該農産物の作付けまでの期間の圃場管理をいう。
栽培期間中	特別栽培農産物の生産過程等の期間をいう。
慣行レベル	1 農薬については、農産物の栽培地が属する地域の同作期において当該農産物について慣行的に行われている生産過程等における

	<p>節減対象農薬の使用回数（土壤消毒剤、除草剤等の使用回数を含む。）をいう。</p> <p>2 肥料については、農産物の栽培地が属する地域の同作期において当該農産物について慣行的に使用される生産過程等における化学肥料の窒素成分量をいう。</p>
節減割合	<p>1 農薬については、現に使用した節減対象農薬の使用回数が慣行レベルに対してどの程度低減されているかの割合をいう。</p> <p>2 肥料については、現に使用した化学肥料の窒素成分量が慣行レベルに対してどの程度低減されているかの割合をいう。</p>
化学生成	化学的手段（生活現象に関連して起こる発酵、熟成等の化学変化を含まない。）によって化合物及び元素を構造の新たな物質に変化させることをいう。
農薬	農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第1項に規定する農薬をいう。なお、同条第2項に規定する天敵及び第2条第1項に規定する特定農薬を含まない。
化学合成農薬	農薬のうち有効成分が化学合成されたものをいう。
節減対象農薬	化学合成農薬のうち、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令第10条第1号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材（平成12年7月14日農林水産省告示第1005号）の一に掲げる農薬を除くものをいう。 なお、化学合成農薬不使用の種子・苗等の入手が困難な場合は、入手以前に使用された化学合成農薬は除く。ただし、種子繁殖の品種は種子、栄養繁殖の品種は入手可能な最も若齢のものを基準とし、それ以降に使用されたものは含む。
肥料	肥料取締法（昭和25年法律第127号）第2条第1項に規定する肥料をいう。
化学生料	肥料のうち化学合成されたものをいう。
容器包装類	農産物を入れ、若しくは包んでいる物で農産物を受け渡しする場合そのまま渡すもの又は農産物を結束するためのテープ若しくは農産物に貼付するシール等をいう。
表示票	農産物に関する情報を伝えるため、当該農産物に添付する票片をいう。
栽培責任者	ほ場における栽培管理を行う者又はその管理の指導を行う者をいう。
確認責任者	栽培の管理方法を調査し、管理等に係る記録内容を確認する者であって、栽培責任者による管理等について必要に応じ指導を行うものをいう。
精米責任者	原料である玄米をとう精等する者をいう。
精米確認者	とう精の実績等を調査し、その実績等に係る記録内容を確認する者であって、精米責任者によるとう精等について必要に応じ指導を行

第4 特別栽培農産物に係る表示ガイドライン

1 表示及び転記

特別栽培農産物についての表示及び転記は、次により行うものとする。

- (1) 栽培責任者又は確認責任者は、特別栽培農産物についての表示を2及び3に定めるところにより容器包装類又は表示票を用いて流通段階で取引される単位ごとに出荷までに行うものとする。
- (2) 輸入業者は、特別栽培農産物を輸入するときは、2及び3に定めるところにより、容器包装類又は表示票を用いて流通段階で取引される単位ごとに行うものとする。
- (3) 精米責任者又は精米確認者は、特別栽培米をとう精等し新たに容器包装類に詰め換えるときは、栽培責任者、確認責任者又は輸入業者が容器包装類又は表示票に表示した内容の全部を正確に転記するとともに2(1)の才及び3(6)に定めるところにより表示を行うものとする。
- (4) (1)から(3)により表示が行われた特別栽培農産物を販売する者は、(1)から(3)により表示が行われた容器包装類又は表示票を用いて表示又は転記を行うものとする。ただし、これにより表示を行うことが困難である場合には、栽培責任者、確認責任者、輸入業者、精米責任者又は精米確認者が(1)から(3)により容器包装類又は表示票に表示した内容の全部を正確に店頭のパネル等に転記して行うことができるものとする。

2 表示事項

- (1) 特別栽培農産物についての表示を行う者（以下「表示者」という。）が一括して表示すべき事項は、次のとおりとする。
- ア 特別栽培農産物の名称
イ このガイドラインに準拠している旨
ウ 栽培責任者の氏名又は名称、住所及び連絡先
エ 確認責任者の氏名又は名称、住所及び連絡先
ただし、栽培責任者が団体であって、確認責任者として行う業務が栽培責任者として行う業務と独立して実施することが可能な場合は、栽培責任者は確認責任者を兼ねることができるものとする。
オ 特別栽培米にあっては、精米確認者の氏名又は名称、住所及び連絡先
カ 輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称、住所及び連絡先
- (2) 農薬を使用していない特別栽培農産物にあっては、(1)に定めるもののほか、その旨を表示するものとする。
- (3) 節減対象農薬を使用していない特別栽培農産物にあっては、(1)に定めるもののほか、その旨を表示するものとする。なお、節減対象農薬以外の農薬を使用している場合にあっては、第5の3(3)に定める栽培管理記録において当該農薬の使用記録を保管するものとする。

- (4) 窒素成分を含む化学肥料を使用していない特別栽培農産物にあっては、(1)に定めるもののほか、その旨を表示するものとする。
- (5) 節減対象農薬又は窒素成分を含む化学肥料を使用した特別栽培農産物にあっては、(1)に定めるもののほか、節減割合を表示するものとする。

また、慣行レベルは、地方公共団体が定めたもの（地域ごとに定めたものを含む。）又は地方公共団体がその内容を確認したものとし、使用実態が明確でない場合には特別栽培農産物の表示は行わないものとする。

外国にあっては、当該レベルは地方公共団体に準ずる機関が定めたもの（地域ごとに定めたものを含む。）又は地方公共団体に準ずる機関がその内容を確認したものとする。
- (6) 節減対象農薬を使用した特別栽培農産物にあっては、一括表示とは別に、生産過程等において現に使用した節減対象農薬の名称、用途及び使用回数を表示するものとする。

3 表示の方法

2に掲げる事項の表示に際しては、表示者は次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 表示者が一括して表示すべき事項は、他と明瞭に区別される枠内に表示するものとする。
- (2) 特別栽培農産物の名称
「特別栽培農産物」、「特別栽培〇〇（〇〇とは農産物の一般的な名称とする。）」と記載するものとする。
- (3) このガイドラインに準拠している旨
このガイドラインに準拠している旨を「農林水産省新ガイドラインによる表示」と記載するものとする。
- (4) 栽培責任者の氏名又は名称、住所及び連絡先
団体にあっては、団体の名称、代表者名又は担当部署名、所在地及び連絡先を記載するものとする。
- (5) 確認責任者の氏名又は名称、住所及び連絡先
団体にあっては、団体の名称、代表者名又は担当部署名、所在地及び連絡先を記載するものとする。
- (6) 精米確認者の氏名又は名称、住所及び連絡先
団体にあっては、団体の名称、代表者名又は担当部署名、所在地及び連絡先を記載するものとする。
- (7) 農薬を使用していない特別栽培農産物における農薬を使用していない旨
「農薬：栽培期間中不使用」と記載するものとする。
- (8) 節減対象農薬以外の農薬のみを使用した特別栽培農産物における節減対象農薬を使用していない旨
「節減対象農薬：栽培期間中不使用」と記載するものとする。
- (9) 窒素成分を含む化学肥料を使用していない特別栽培農産物における化学肥料を

使用していない旨

「化学肥料（窒素成分）：栽培期間中不使用」と記載するものとする。

(10) 節減対象農薬の節減割合の表示

節減対象農薬の節減割合の表示は、「節減対象農薬：当地比 ○割減」又は「節減対象農薬：○○地域比 ○割減」と記載するものとする。

(11) 化学肥料の節減割合の表示

化学肥料の節減割合の表示は、「化学肥料（窒素成分）：当地比 ○割減」又は「化学肥料（窒素成分）：○○地域比 ○割減」と記載するものとする。

(12) 節減対象農薬を使用した特別栽培農産物における使用農薬の表示

生産過程等において使用した節減対象農薬の名称、用途及び使用回数を記載するものとする。

(13) 前号による使用農薬の表示は、容器若しくは包装の一括表示とは別の見やすい箇所又は別途添付する票片に記載することとし、容器、包装又は票片に表示できない場合は、当該内容を消費者が必要に応じて確認できるホームページのアドレス等情報入手の方法を一括表示の枠内に掲載するものとする。

(14) テープ、シール等における略式の表示

上記表示のほか、特別栽培農産物を結束するためのテープ、特別栽培農産物に貼付するシール等に、次に掲げる事項のみを記載した略式の表示をすることができるものとする。ただし、この場合においても、すべての表示事項について当該特別栽培農産物の包装材料、表示票等を用いて別途表示しなければならないものとする。

ア 2 の (1) のア及びイ

イ 栽培責任者名又は確認責任者名

ウ ア、イを除くすべての表示事項に関する情報入手の方法

(15) 表示方法の例は、別記1から別記3までのとおりとする。

4 流通関係者の義務

(1) このガイドラインに基づく表示が行われた特別栽培農産物について、その後の流通段階において化学合成資材の添加又は処理が行われた場合（輸出国から我が国に輸入される過程において化学合成農薬によるくん蒸処理が行われた場合を含む。）

は、流通関係者（輸入業者を含む。以下同じ。）はこれら添加又は処理が行われたロットについて当該表示を抹消しなければならないものとする。

(2) このガイドラインに基づく表示が行われた特別栽培農産物が他の農産物と物理的に明瞭に区分されていない場合（特別栽培米については、とう精等の段階で農薬及び化学肥料の使用状況が異なる米又は異なる栽培責任者が栽培した米がブレンドされる等の場合も含む。）、又は当該表示と特別栽培農産物とが一体となった状態が維持されていない場合には、流通関係者はその表示を抹消しなければならないものとする。

(3) 表示の転記を行った流通関係者は、栽培責任者又は確認責任者が容器包装類又は表示票に表示した内容を必要に応じて当該特別栽培農産物の受け渡し時に相手方に提示できるように、当該容器包装類又は表示票を保管するものとする。

5 表示禁止事項

- 次に掲げる事項は、表示しないものとする。
- (1) 一括表示の枠内におけるこのガイドラインに示した表示事項以外の事項の表示
 - (2) 特別栽培農産物の表示をした場合の「天然栽培」、「自然栽培」等の特別栽培農産物の表示と紛らわしい用語（ただし、従来からの明確な基準による農法で自然等の表示を冠するもので一括表示の枠外に表示した場合を除く。）
 - (3) 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語
 - (4) 通常の栽培方法により栽培された農産物より著しく優良又は有利であると誤認させる用語
 - (5) このガイドラインの表示事項の内容と矛盾する用語
 - (6) 当該特別栽培農産物の栽培方法、品質等を誤認させる文字、絵、写真その他の表示
 - (7) 「無農薬栽培農産物」、「無化学肥料栽培農産物」、「減農薬栽培農産物」、「減化学肥料栽培農産物」等の表示

第5 生産及び出荷の管理の方法

1 生産ほ場の設定条件

特別栽培農産物を生産する一定区画のほ場（その集合を含む。以下「生産ほ場」という。）は、他のほ場と明瞭に区別することが可能であって、かつ、確認責任者による栽培の管理方法の調査等が隨時可能な場所に設定するものとする。

2 生産者

特別栽培農産物の生産者（以下「生産者」という。）は、栽培責任者及び確認責任者を定めるとともに、その生産及び出荷を行うにあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 特別栽培農産物の生産及び出荷が適切かつ円滑に行われるよう、管理組織を設置する等体制の整備に努めるものとする。
- (2) (1)の管理組織においては、生産者及び生産ほ場の登録を行うとともに、登録された生産ほ場の栽培管理状況及び生産ほ場からの出荷の状況等を計画的に点検し、それらが特別栽培農産物の生産に適当でないと判断される場合には、速やかに当該登録を取り消すこと等によって適正な生産及び出荷の管理に努めるものとする。

3 栽培責任者

栽培責任者は、次の事項を実施することにより、生産者が適切な生産及び出荷を行うよう栽培管理又はその指導を行うものとする。なお、生産者は栽培責任者を兼ねることができるるものとする。

- (1) 栽培責任者は、生産ほ場に次の事項を記載した看板を設置するものとする。その記載例は、別記4のとおりとする。
 - ア 生産ほ場であること

イ 生産ほ場の番号及び面積

ウ 特別栽培農産物を生産するための栽培方法に改めた年月日

エ 栽培責任者の氏名

団体にあっては、団体の名称、代表者名又は担当部署名

(2) 栽培責任者は、特別栽培農産物の栽培開始前に、次の事項を内容とする栽培計画を作成し、確認責任者に提出するものとする。栽培計画の記載例は、別記5のとおりとする。

ア 生産者の氏名及び住所

イ 栽培責任者の氏名及び住所

団体にあっては、団体の名称、代表者名又は担当部署名及び所在地

ウ 確認責任者の氏名及び住所

団体にあっては、団体の名称、代表者名又は担当部署名及び所在地

エ 現地確認の予定年月日及び栽培計画の受領確認年月日

オ 生産ほ場の番号及び所在地

カ 作物名、品種名及び栽培面積

キ 作業計画

ク 生産過程等における使用目的別の使用予定資材の名称、使用量及び使用時期

ケ 予想される収穫量及び出荷量

(3) 栽培責任者は、次の事項を記載した栽培管理記録を作成し、収穫終了後速やかに確認責任者に提出するものとする。栽培管理記録の記載例は、別記6のとおりとする。

ア 生産者の氏名及び住所

イ 栽培責任者の氏名及び住所

団体にあっては、団体の名称、代表者名又は担当部署名及び所在地

ウ 確認責任者の氏名及び住所

団体にあっては、団体の名称、代表者名又は担当部署名及び所在地

エ 現地確認年月日及び栽培管理記録の受領確認年月日

オ 生産ほ場の番号及び所在地

カ 作物名、品種名及び栽培面積

キ 作業実績

ク 生産過程等における使用目的別の使用資材の名称、使用量及び使用時期

ケ 収穫量及び出荷量

(4) 栽培責任者は、次の事項を記載した出荷記録を作成し、一定期間ごとに取りまとめて確認責任者に提出するものとする。出荷記録の記載例は、別記7のとおりとする。

ア 作物名、品種名、生産ほ場番号

イ 生産者名

ウ 栽培責任者の氏名及び住所

団体にあっては、団体の名称、代表者名又は担当部署名及び所在地

エ 確認責任者の氏名及び住所

団体にあっては、団体の名称、代表者名又は担当部署名及び所在地
オ 出荷記録の受領確認年月日
カ 収穫面積
キ 出荷年月日
ク 出荷形態別出荷量
ケ 出荷先
コ 出荷量及び収穫量

4 確認責任者

確認責任者は、次の事項を実施することにより、栽培責任者による栽培管理又はその指導が適切に行われていることを確認するものとする。なお、確認責任者は、確認内容の信頼性を高める上から、栽培責任者と同一でなく、当該地域の農業に精通し、技術的な指導が可能な者であることが望ましい。

- (1) 確認責任者は、栽培計画の提出を受けたときは、栽培責任者と現地確認の予定等について検討するとともに、生産者と生産ほ場の位置、栽培する作物名等を把握するものとする。
- (2) 確認責任者は、栽培計画の提出を受けたときは、その内容が別記5に沿って記載されていること及び記載内容が特別栽培農産物に該当することを確認し、適正であると判断した場合には、栽培計画の受領確認欄に確認の年月日及び確認責任者の氏名（確認責任者が団体である場合にあっては、当該団体の名称及び代表者名又は担当部署名）を付記するものとする。また、確認の結果、疑義があれば調査を行うとともに、記載の不備等があれば所要の改善指導を行うものとする。
- (3) 確認責任者は、栽培期間中に少なくとも1回以上生産ほ場に赴き、生産ほ場の状況、栽培管理記録の記載状況を調査するものとする。
調査の結果、確認責任者が、別記6に沿って適正に行われていると判断した場合には、栽培管理記録の現地確認欄に確認の年月日及び確認責任者の氏名を付記するものとする。また、確認の結果、疑義があれば調査を行うとともに、記載の不備等があれば所要の改善指導を行うものとする。
- (4) 確認責任者は、収穫終了後に栽培管理記録の提出を受けた場合は、その内容が別記6に沿って記載されていること及び化学合成資材の使用等の内容が特別栽培農産物に該当することを確認し、適正であると判断した場合には、栽培管理記録の受領確認欄に確認の年月日及び確認責任者の氏名を付記するものとする。また、確認の結果、疑義があれば調査を行うとともに、記載の不備等があれば所要の改善指導を行うものとする。
- (5) 確認責任者は、出荷記録の提出を受けた場合は、その内容が別記7に沿って記載されていることを確認し、適正であると判断した場合には、出荷記録の受領確認欄に確認の年月日及び確認責任者の氏名を付記するものとする。また、確認の結果、疑義があれば調査を行うとともに、記載の不備等があれば所要の改善指導を行うものとする。
- (6) 確認責任者は、栽培計画、栽培管理記録及び出荷記録を受領後3年間保管するも

のとする。

第6 特別栽培米の精米確認の方法

1 精米責任者

精米責任者は、別記8による「特別栽培米受払台帳（以下「台帳」という。）」を備え付け、特別栽培米の受払いを明確に記録し、2（1）及び（2）に定めるところによりとう精等の確認が行われた後、台帳の写しを精米確認者に提出するものとする。

2 精米確認者

精米確認者は、次の事項を実施することにより、精米責任者によるとう精等が適切に行われていることを確認するものとする。なお、精米確認者は、その確認内容の信頼性を高める上から、原則として精米責任者と同一でなく、米穀に関し一定の知見を有し、必要な指導が可能である者とする。

- (1) 精米確認者は、特別栽培米のとう精等が行われている期間中は原則として月1回以上とう精施設等に赴き、一定の期間における原料玄米の入荷量、とう精等によって得られた精米等の数量、とう精等に伴う欠減量等を台帳及び第4の4（3）により保管された表示票等において調査することにより、袋詰精米等に付された表示と内容の一致を確認するものとする。
- (2) 精米確認者は、確認の結果、当該とう精等が適正に行われていると判断した場合には、台帳の確認欄に確認の年月日及び確認責任者の氏名（団体にあっては、団体の名称及び代表者名又は担当部署名）を付記するものとする。また、確認の結果、疑義があれば調査を行うとともに、記載に不備等があれば所要の改善指導を行うものとする。
- (3) 精米確認者は、1により受領した台帳の写しを3年間保管するものとする。
- (4) 精米確認者は、(1)により、表示と内容の一致を確認した場合は、その確認をした旨を記載したマークを容器包装類に付することができる。その場合には、当該マークの使用の記録等、適正な管理を行うものとする。

第7 情報の提供

生産者は、消費者、流通業者等の信頼を得るために、特別栽培農産物の生産過程等に関する情報等を積極的に提供するよう努めるものとする。また、栽培責任者、確認責任者、輸入業者、精米責任者及び精米確認者は、当該ガイドライン表示の信頼性の確保のため、消費者等からの栽培方法や資材の使用状況、確認方法等に関する照会があった場合には、栽培管理記録等を基に説明を行うものとする。

第8 その他

国、地方公共団体及び関係団体等は、このガイドラインに基づく表示の普及を図るため、事業者及び消費者の啓発に努めるほか、ガイドライン及びガイドラインに基づく表示に関する照会や苦情等に適切に対応するものとする。

また、第4の2（5）により、地方公共団体が慣行レベルを策定又は確認した場合

にあっては、その内容を外部に公開し、生産者、流通業者、消費者等関係者への周知に努めるものとする。

なお、各慣行レベルについては、適宜見直すよう努めるものとする。

別記1 特別栽培農産物の表示例

例1

農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培農産物	
農 薬	栽培期間中不使用
化学肥料(窒素成分)	栽培期間中不使用
栽培責任者	○○○○
住所	○○県○○町△△△
連絡先	TEL □□-□□-□□
確認責任者	△△△△
住所	○○県○○町◇◇◇
連絡先	TEL □□-□□-▽▽

例2

農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培レタス	
農 薬	栽培期間中不使用
化学肥料(窒素成分)	栽培期間中不使用
栽培責任者	○○農協△△課
所在地	○○県○○町△△△
連絡先	TEL □□-□□-□□
確認責任者	○○農協□□課
所在地	○○県○○町◇◇◇
連絡先	TEL □□-□□-▽▽

例3

農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培農産物	
農 薬	栽培期間中不使用
化学肥料(窒素成分)	栽培期間中不使用
栽培責任者	○○○○
住所	○○県○○町△△△
連絡先	TEL □□-□□-□□
確認責任者	△△△△
住所	○○県○○町◇◇◇
連絡先	TEL □□-□□-▽▽

例4

農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培米	
農 薬	栽培期間中不使用
化学肥料(窒素成分)	栽培期間中不使用
栽培責任者	○○○○
所在地	○○県○○町△△△
連絡先	TEL □□-□□-□□
確認責任者	△△△△
所在地	○○県○○町◇◇◇
連絡先	TEL □□-□□-▽▽
精米確認者	◇◇◇◇
住所	△△県△△町▽▽▽
連絡先	TEL ○○-○○-□□

例 5

農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培米	
節減対象農薬：栽培期間中不使用	
化学肥料(窒素成分)：栽培期間中不使用	
栽培責任者	○○○○
住所	○○県○○町△△△
連絡先 TEL	□□-□□-□□
確認責任者	△△△△
住所	○○県○○町◇◇◇
連絡先 TEL	□□-□□-▽▽
精米確認者	◇◇◇◇
住所	△△県△△町▽▽▽
連絡先 TEL	○○-○○-□□

例 6

農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培農産物	
節減対象農薬：栽培期間中不使用	
化学肥料(窒素成分)：栽培期間中不使用	
栽培責任者	○○○○
住所	○○県○○町△△△
連絡先 TEL	□□-□□-□□
確認責任者	△△△△
住所	○○県○○町◇◇◇
連絡先 TEL	□□-□□-▽▽

例 7

農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培農産物	
節減対象農薬：栽培期間中不使用	
化学肥料(窒素成分)：当地比○割減	
栽培責任者	○○○○
住所	○○県○○町△△△
連絡先 TEL	□□-□□-▽▽
確認責任者	△△△△
住所	○○県○○町△△△
連絡先 TEL	□□-□□-▽▽

例 8

農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培だいこん	
節減対象農薬：○○地域比○割減	
化学肥料(窒素成分)：栽培期間中不使用	
栽培責任者	○○○○
住所	○○県○○町△△△
連絡先 TEL	□□-□□-▽▽
確認責任者	○○農協組合長△△
所在地	○○県○○町△△△
連絡先 TEL	□□-□□-▽▽
節減対象農薬の使用状況 ^注	

注：一括表示の枠外に表示できない場合、
ホームページアドレス等情報の入手方法を記載する。

例9

農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培はくさい	
節減対象農薬：当地比〇割減	
化学肥料(窒素成分)：当地比〇割減	
栽培責任者	〇〇〇〇
所在地	〇〇県〇〇町△△△
連絡先	TEL □□-□□-□□
確認責任者	〇〇農協□□□課
所在地	〇〇県〇〇町△△△
連絡先	TEL □□-□□-□□
節減対象農薬の使用状況 ^注	

注：一括表示の枠外に表示できない場合、ホームページアドレス等情報の入手方法を記載する。

例10

農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培米	
節減対象農薬：〇〇地域比〇割減	
化学肥料(窒素成分)：〇〇地域比〇割減	
栽培責任者	〇〇〇〇
住所	〇〇県〇〇町△△△
連絡先	TEL □□-□□-□□
確認責任者	△△△△
住所	〇〇県〇〇町◇◇◇
連絡先	TEL □□-□□-▽▽
精米確認者	◇◇◇◇
住所	△△県△△町▽▽▽
連絡先	TEL 〇〇-〇〇-□□
節減対象農薬の使用状況 ^注	

注：一括表示の枠外に表示できない場合、ホームページアドレス等情報の入手方法を記載する。

(注) 輸入品にあっては、

輸入業者 〇〇〇〇
住所 〇〇県〇〇町△△△
連絡先 TEL □□-□□-□□

を一括表示の枠内に表示するものとする。

なお、農産物等に関する解説、表示内容の説明、特別な農法・資材の名称等を表示する場合は、一括表示の枠外に行うものとする。

別記2 節減対象農薬使用状況の表示例（一括表示の枠外に表示する場合）

例 別記1の例8～10の場合

節減対象農薬の使用状況		
使用資材名	用 途	使用回数
○○○○○	殺 菌	1 回
□□□□□	殺 虫	2 回
△△△△△	除 草	1 回

(注) 使用資材名は原則として商品名ではなく、主成分を示す一般的の名称とする。以下同じ。

別記3 略式表示例

例 1

特別栽培農産物
農 薬：栽培期間中不使用
化学肥料（窒素成分）：栽培期間中不使用
農水省新ガイドラインによる表示
○○出荷組合
(その他の表示事項の情報入手方法を記載)

例 2

特別栽培農産物
農 薬：栽培期間中不使用
化学肥料（窒素成分）：○○地域比○割減
農水省新ガイドラインによる表示
○○農協
(その他の表示事項の情報入手方法を記載)

例 3

特別栽培農産物
節減対象農薬：栽培期間中不使用
化学肥料（窒素成分）：○○地域比○割減
農水省新ガイドラインによる表示
○○○○
(その他の表示事項の情報入手方法を記載)

例 4

特別栽培農産物
節減対象農薬：○○地域比○割減
化学肥料（窒素成分）：○○地域比○割減
農水省新ガイドラインによる表示
○○○○
(その他の表示事項の情報入手方法を記載)

別記4 看板表示参考様式例

特別栽培農産物生産ほ場 (農林水産省新ガイドラインによる)
ほ場番号 ○ 面積 ○アール
特別栽培開始年月日 ○年○月○日
栽培責任者 氏名 ○○ ○○

別記 5 栽培計画参考様式例（特別栽培トマトの場合）

平成〇年 特別栽培トマト栽培計画

生産者名	栽培責任者名	確認責任者名	現地確認予定欄			受領確認欄
住所 ○○市○○一○ 氏名 ○○ ○○ TEL ○○一○○○○	住所 ○○市○○一○ 氏名 ○○ ○○ TEL ○○一○○○○	住所 ○○市○○一○ 氏名 ○○ ○○ TEL ○○一○○○○	ほ場確認 ○年○月○日	管理状況確認 ○年○月○日	収穫状況確認 ○年○月○日	○年○月○日 確認責任者名 ○○ ○○ 印

ほ場番号 所在地	作物名 (品種)	栽培面積	作業計画		使用予定期材					収穫までの特別栽培継続期間		
			作業名	年月日	施肥・土づくり等			病害虫・雑草防除等				
					名 称	使用量	使用時期	名 称	使用量			
○○番 ○○市 ○○○ ○○一○	トマト (○○○)	アール ○○	前作収穫終了 耕起 は種 定植 除草 収穫	○年 ○月○日 ○月○日 ○月○日 ○月○日 ○月○日 ~○月○日	○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○	○○ ○○ ○○ ○○ ○○	トン kg kg kg kg	○月○日 ○月○日 ○月○日 ○月○日		○年○月から ○年○か月間		

（注）生産ほ場の番号を記載した「生産ほ場位置図」を添付すること。

別記 6 栽培管理記録参考様式例（特別栽培トマトの場合）

平成〇年 特別栽培トマト栽培管理記録

生産者名	栽培責任者名	確認責任者名	現地確認欄			受領確認欄			
住所 氏名 TEL	住所 氏名 TEL	住所 氏名 TEL	ほ場確認 管理状況確認 収穫状況確認	〇年〇月〇日 〇年〇月〇日 〇年〇月〇日	印 印 印	〇年〇月〇日 確認責任者名 〇〇〇〇印			
ほ場番号 所在地	作物名 (品種)	栽培面積	作業実績		使用資材				収穫までの 特別栽培継続 期間
			作業名	年月日	施肥・土づくり等		病害虫・雑草防除等		
〇〇番 〇〇市 〇〇一〇	トマト (〇〇〇)	アル 〇〇	前作収穫終了 耕起 は種 定植 除草 収穫	〇年〇月〇日 〇月〇日 〇月〇日 〇月〇日 〇月〇日 〇月〇日～〇月〇日	〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	トン kg kg kg 〇〇	〇月〇日 〇月〇日 〇月〇日 〇月〇日	〇年〇月から 〇年〇か月間
									収穫量 〇〇〇kg (〇〇kg/10a)
									出荷量 〇〇〇kg (〇〇kg/10a)

注) 必要に応じて、使用資材の欄を設ける。

別記 7 出荷記録参考様式例（特別栽培トマトの場合）

平成〇年 特別栽培トマト出荷記録（平成〇年〇月〇日～〇月〇日）

作物名		生産者名	栽培責任者名	確認責任者名	受領確認欄
品種名		住所 ○○市○○一○ 氏名 ○○ ○○ TEL ○○一○○○○	住所 ○○市○○一○ 氏名 ○○ ○○ TEL ○○一○○○○	住所 ○○市○○一○ 氏名 ○○ ○○ TEL ○○一○○○○	〇年〇月〇日 確認責任者名 ○○ ○○ 印
圃場番号					

収穫面積	出荷年月日	出荷形態別出荷量								出荷先	出荷量計 (kg) ①+②+③	収穫量 (kg)			
		バラ(kg) ①	束(kg) ②	箱(kg) ③	規格別数量(箱)										
					L	M	S	計							
a	〇月〇日	〇〇	〇〇	〇〇	〇	〇	〇	〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇			
	〇月〇日	〇〇	〇〇	〇〇	〇	〇	〇	〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇			
	計	〇〇	〇〇	〇〇	〇	〇	〇	〇〇		〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇			

別記 8 特別栽培米受払台帳参考様式例

平成〇年 特別栽培米受払台帳

(単位: kg、個数)

とう精等施設名						精米責任者名					
住所	○○市○○一○	住所	○○市○○一○								
氏名	○○ ○○	氏名	○○ ○○								
TEL	○○-○○○○	TEL	○○-○○○○								
栽培責任者名						確認責任者名					
住所	○○市○○一○	住所	○○市○○一○								
氏名	○○ ○○	氏名	○○ ○○								
TEL	○○-○○○○	TEL	○○-○○○○								
輸入業者名						精米確認欄					
住所	○○市○○一○	住所	○○市○○一○	○年○月○日	精米確認者名	○○ ○○	印				
氏名	○○ ○○	氏名	○○ ○○								
TEL	○○-○○○○	TEL	○○-○○○○								
産地						品種		産年			
年月日	検査 等級	玄米 残 数量 kg	玄米 買受 数量 kg	玄米 使用 数量 kg	精米 生産 数量 kg	歩留 %	精米生産数量 包装量目別内訳(個数)				
		15kg	10kg	5kg	3kg		2kg	1kg			
○.○	○	○	○								
○.○	○	○		○	○	○	○	○	○		
○.○	○	○		○	○	○	○				
○.○		○	○								
○.○	○	○		○	○	○	○	○			

2. 特別栽培農産物に係る表示ガイドラインについて

1 適用の範囲

- 農産物（野菜及び果実（加工したもの）を除く）並びに穀類、豆類、茶等で乾燥調製したものであって、不特定多数の消費者に販売されるもの。
※加工食品、山野草、きのこ等はガイドラインの対象外。

2 生産の原則

- 農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学合成された農薬及び肥料の使用を低減することを基本として、土壤の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培方法を採用して生産することを原則とする。
※「自然循環機能」とは、農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能。

3 特別栽培農産物とは

- 生産の原則に基づいている。
 - 生産過程等における節減対象農薬の使用回数（成分）が、慣行レベルの5割以下。
 - 生産過程等において使用される化学肥料の窒素成分量が、慣行レベルの5割以下。
- ※慣行レベルは、地方公共団体が策定又は確認したものとする（客観性、信頼性の向上）。

4 節減対象農薬とは

＜ガイドラインにおける農薬の分類＞

① 農薬

- 農薬取締法第2条第1項に規定する農薬をいう。なお、同条第2項に規定する天敵及び第3条第1項に規定する特定農薬を含まない。

② 化学合成農薬

- 農薬のうち有効成分が化学合成されたものをいう。微生物由来の農薬など、化学合成農薬ではないと確認が取れたものについては使用回数に含まない。

③ 節減対象農薬

- 化学合成農薬のうち、有機農産物の日本農林規格で使用可能な農薬を除くものをいう。
⇒有機農産物の日本農林規格表B.1の農薬は、節減対象農薬の対象外とする。
- 化学合成農薬不使用の種子・苗等の入手が困難な場合は、入手以前に使用された化学合成農薬は除く。ただし、種子繁殖の品種は種子、栄養繁殖の品種は入手可能な最も若齢のものを基準とし、それ以降に使用されたものは含む。
⇒原則として、種子・苗等に対する農薬の使用は、生産過程等の「種子及び種苗の調製」に当たることから、すべて栽培管理記録簿に記載する。また、入手が困難な場合とは、販売されていない、あるいは販売量が僅少である場合などが該当する。入手が困難な場合かどうかの判断は、各生産者の作業事情等は考慮せず、該当品目の種子・苗等の一般

的な流通形態を踏まえて判断する。なお、野菜等食用に供される指定種苗については、種苗法による使用農薬の表示義務があるので、種苗業者、種子の包装等で農薬に含有する有効成分の種類と当該種類ごとの使用回数を確認する。

④ 天敵（登録農薬）⇒ガイドラインにおいては、農薬に含まれない。

- ・農薬登録されている生物農薬のうち、天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。）をいう。具体的には、チリカブリダニなどの捕食性昆虫、オンシツツヤコバチなどの寄生性昆虫のほか、BT剤（バチルス・チューリングensis）の生菌製剤なども天敵に該当する。
- ・なお、死菌製剤については有機農産物の日本農林規格表B.1の天敵等生物農薬に該当し、節減対象農薬の対象外となる。

⑤ 特定農薬（特定防除資材）⇒ガイドラインにおいては、農薬に含まれない。

- ・その原材料に照らし農作物等、人畜及び生活環境動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬をいい、農林水産大臣への登録を必要としない。現在、重曹、食酢、天敵（使用場所と同一の都道府県内で採取されたもの）、エチレン及び、次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。）が指定されている。

⑥ 性フェロモン剤

- ・性フェロモン剤は、有機農産物の日本農林規格表B.1の性フェロモン剤に該当し、節減対象農薬の対象外となる。

⑦ 石灰窒素

- ・農薬登録されている石灰窒素のうち、農薬として使用する場合は、節減対象農薬の使用回数に含める。なお、この場合、化学肥料（窒素成分）の使用量にも含まれる。
- ・有機物の腐熟促進や酸度矯正のみを目的として使用する場合は、節減対象農薬に含めない。
※石灰窒素には、農薬登録されているものと、されていないものがあるので、農薬として使用する場合は、農薬登録しているものを使用する。

5 肥料、化学肥料、石灰窒素について

① 肥料

- ・肥料の品質の確保等に関する法律第2条第1項の肥料をいう。

② 化学肥料

- ・「肥料」のうち化学合成されたものをいう。具体的には、硫酸アンモニア（硫安）、塩化アンモニア（塩安）、尿素等など。

③ 石灰窒素

- ・化学肥料として使用する場合は、化学肥料（窒素成分）の使用量に含める。なお、この場合、節減対象農薬の使用回数には含めない。
- ・有機物の腐熟促進や酸度矯正のみを目的として使用する場合は、化学肥料（窒素成分）の使用量に含めない。

※石灰窒素を「つや姫」ほ場で使用する場合は、土壤診断に基づく土づくりの実施を前提として使用すること。その際、「石灰窒素秋施用による稻わら腐熟と水稻「つや姫」の肥培管理方法」（平成28年度新しい技術の試験研究成果（普及指導資料及び行政資料））を参照し、使用前に指導機関と十分協議すること。

6 表示方法について

- ① 「特別栽培」の表示のみ可。無農薬、減農薬、無化学肥料、減化学肥料の表示は不可。
- ② 農薬を全く使用しない場合は「農薬：栽培期間中不使用」と、節減対象でない農薬のみを使用した場合は「節減対象農薬：栽培期間中不使用」と表示する。
- ③ 使用した農薬の一般名、用途、使用回数はセット表示欄に表示することとなっているが、セット表示欄での表示が困難な場合、その他の方法で情報提供することも可能とする。その場合は情報の入手方法（ホームページのアドレス等）を一括表示欄に記載する。
- ④ 一括表示では、化学肥料のうち窒素成分のみを表示の対象とする。窒素成分を含まない化学肥料のみを使用した場合には、「化学肥料（窒素成分）：栽培期間中不使用」と表示する。また、セット表示では、化学肥料についての表示は不要とする。
- ⑤ 生産ほ場に設置する看板は、栽培責任者の連絡先及び確認責任者に係る事項は記載不要とする。
- ※ ②～④は特別栽培農産物の容器包装等に記載するガイドライン表示。⑤はほ場に設置する看板表示。

〈農薬や肥料の使用状況に応じた表示の方法〉

(農薬)

節減対象の 化学合成農薬	有機JAS、生物 又は天然物由来	天敵、特 定農薬	必ず表示する事項
慣行の5割以下	※	※	→ 節減対象農薬：当地比○割減
不使用	※	※	→ 節減対象農薬：栽培期間中不使用
不使用	不使用	※	→ 農薬：栽培期間中不使用

「※印」については、使用・不使用を問わない。なお、化学合成農薬不使用の種子・苗等の入手が困難な場合については、実際には種子消毒がなされていることから、「農薬：栽培期間中不使用」ではなく、「節減対象農薬：栽培期間中不使用」と表示する。

(肥料)

化学肥料 (窒素成分含有)	化学肥料 (窒素成分無)	化学肥料以 外の肥料	必ず表示する事項
慣行の5割以下	※	※	→ 化学肥料(窒素成分)：当地比○割減
不使用	※	※	→ 化学肥料(窒素成分)：栽培期間中不使用

「※印」については、使用・不使用は問わない。

7 栽培責任者と確認責任者の責務

- ① 栽培責任者は、生産者がガイドラインに基づく適切な生産・出荷を行えるよう、栽培管理又はその指導を行う。
- ② 確認責任者は、栽培計画、栽培管理、栽培管理記録及び出荷の各段階において、栽培責任者の責務が適切に行われていることを確認する。

<参考資料1>

有機農産物の日本農林規格（農林水産省 2024年7月1日改正）の表B.1

農薬	基準
1 除虫菊乳剤 ^(注1)	・除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。
2 ピレトリン乳剤 ^(注1)	・除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。
3 なたね油乳剤	
4 調合油乳剤	
5 マシン油エアゾル	
6 マシン油乳剤	
7 デンプン水和剤	
8 脂肪酸グリセリド乳剤	
9 メタアルデヒド粒剤	・捕虫器に使用すること。
10 メタアルデヒド剤	・捕虫器に使用すること。
11 硫黄くん煙剤	
12 硫黄粉剤	
13 水和硫黄剤	
14 石灰硫黄合剤	
15 シイタケ菌糸体抽出物液剤	
16 シイタケ菌糸体抽出物水溶剤	
17 炭酸水素ナトリウム水溶剤	
18 銅水和剤	
19 銅粉剤	・ボルドー剤調製用に使用すること。
20 硫酸銅	・ボルドー剤調製用に使用すること。
21 生石灰	
22 天敵等生物農薬 ^(注2)	
23 性フェロモン剤	・農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。
24 混合生薬抽出物液剤	
25 展着剤	・カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること。 ・保管施設で使用すること。
26 二酸化炭素くん蒸剤	
27 燐酸第二鉄粒剤	
28 炭酸水素カリウム水溶剤	・銅水和剤の薬害防止に使用すること。
29 炭酸カルシウム水和剤	
30 ミルベメクチン乳剤	
31 ミルベメクチン水和剤	
32 スピノサド水和剤	
33 スピノサド粒剤	
34 還元澱粉糖化物液剤	
35 カスガマイシン液剤	・パイナップルの開花誘発に使用すること。
36 カスガマイシン粉剤	
37 カスガマイシン水溶剤	
38 カスガマイシン粒剤	
39 エチレン	
40 次亜塩素酸水	
41 重曹	
42 食酢	
43 その他の農薬 ^(注3)	・有効成分としてこの表の他の農薬に含まれる有効成分のみを2つ以上含有するものに限ること。

(注1) 参考資料2(p25)を参照。

(注2) 参考資料3(p25)を参照。

(注3) 硫黄・銅水和剤、炭酸水素ナトリウム・銅水和剤、脂肪酸グリセリド・スピノサド水和剤等が該当する。

<参考資料2>

除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤

- ・共力剤としてビペロニルブトキサイドを含まないことを確認することが必要。
- ・通常この成分は農薬の成分表示には記載されないので、別途確認する必要がある。

注)「有機農産物のJAS資材評価手順書」(令和7年4月 農林水産省新事業・食品産業部食品製造課)より

<参考資料3>

天敵等生物農薬（令和5年9月現在）

・B T水和剤（生菌、死菌を問わない）	・チリカブリダニ・ミヤコカブリダニ剤
・アカメガシワクダアザミウマ剤	・チリカブリダニ剤
・アリガタシマアザミウマ剤	・トリコデルマ アトロビリデ水和剤
・イサエアヒメコバチ・ハモグリコマユバチ剤	・ナミテントウ剤
・イサエアヒメコバチ剤	・バーティシリウム レカニ水和剤
・非病原性エルビニア カロトボーラ水和剤	・パスツーリア ペネトランス水和剤
・オンシツツヤコバチ剤	・ハスモンヨトウ核多角体病ウイルス水和剤
・キイカブリダニ剤	・バチルス アミロリクエファシエンス水和剤
・ギファアブラバチ剤	・バチルス シンプレクス水和剤
・ククメリスカブリダニ剤	・バチルス ズブチリス水和剤
・コニオチリウム ミニタンス水和剤	・ハモグリミドリヒメコバチ剤
・コレマンアブラバチ剤	・バリオボラックス パラドクス水和剤
・サバクツヤコバチ剤	・ヒメカメノコテントウ剤
・シードモナス フルオレッセンス水和剤	・ペキロマイセス テヌイペス乳剤
・シードモナス ロデシア水和剤	・ペキロマイセス フモソロセウス水和剤
・スタイナーネマ カーポカプサエ剤	・ボーベリア バシアーナ剤
・スタイナーネマ グラセライ剤	・ボーベリア バシアーナ水和剤
・ズッキーニ黄斑モザイクウイルス弱毒株水溶剤	・ボーベリア バシアーナ乳剤
・スワルスキーカブリダニ剤	・ボーベリア ブロンニアティ剤
・タイリクヒメハナカメムシ剤	・ミヤコカブリダニ剤
・タバコカスミカメ剤	・メタリジウム アニソプリエ粒剤
・タラロマイセス フラバス水和剤	・ヤマトクサカゲロウ剤
・チチュウカイツヤコバチ剤	・ヨーロッパトビチビアメバチ剤
・チャハマキ顆粒病ウイルス・リンゴコカクモ ンハマキ顆粒病ウイルス水和剤	・ラクトバチルス プランタラム水和剤
・チャバラアブラコバチ剤	・リモニカスカブリダニ剤

注)「有機農産物のJAS資材評価手順書」(令和7年4月 農林水産省新事業・食品産業部食品製造課)より

<参考資料4>

やまがた農業支援センター特別栽培農産物認証制度における農薬有効成分の化学合成の有無と節減対象農薬としてのカウントについて

	有効成分	主な商品名	化学合成の有無	使用回数(成分)	備考
殺虫剤	ミルベメクチン	コロマイト乳剤	無	0	有機農産物のJAS表B.1(30)
	スピノサド	スピノエース顆粒水和剤	無	0	" (32)
	BT(死菌)	トアロー水和剤 CT	無	0	" (22)
	テゾンブン	粘着くん水和剤	無	0	" (7)
	ヒドロキシプロピルテゾンブン	粘着くん液剤	有	1	
	還元澱粉糖化物液剤	エコピタ液剤	無	0	有機農産物のJAS非適合であるが特別栽培ではカウントしない
殺菌剤	塩基性硫酸銅	ICボルトー66D	有	0	有機農産物のJAS表B.1(18)
	塩基性塩化銅	トライホルトーア	有	0	" (18)
	水酸化第二銅	コサイドボルトー	有	0	" (18)
	有機銅	キントー水和剤40	有	1	
	カスガマイシン	カスミン液剤	無	0	有機農産物のJAS表B.1(35)
	パリダマイシン	パリダシン液剤	無	0	微生物由来
	ポリオキシン複合体	ポリオキシンAL水和剤	無	0	"
	ストレプトマイシン硫酸塩	アグレブト液剤	無	0	"
	オキシテラサイクリン	マイコシールド	無	0	"
殺虫・殺菌剤	脂肪酸グリセリド	サンクリystal乳剤	有	0	有機農産物のJAS表B.1(8)
	オレイン酸ナトリウム	オレート液剤	有	1	
その他	炭酸カルシウム	クレフン	無	0	有機農産物のJAS表B.1(29)
	ジベーレン	ジベーレン粉末	有	1	

注) ① 本表は、令和3年11月現在で確認が取れたものである。

② 備考「有機農産物のJAS表B.1」はp24を参照。()の数字は、表中で農薬に付した番号と対応する。

③ 今後、新たに確認された場合については、隨時追加・修正があることある。

④ 「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」以外では、見解が異なる場合がある。

⑤ 使用回数(成分)は、節減対象農薬としてのカウント。

<参考資料5>

指定種苗について

- ① 穀類の種子及び苗
- ② 豆類の種子及び苗
- ③ いも類の茎、根及び苗
- ④ 工芸農作物のうち、糖料、でんぷん、油脂料、香辛料及び漬料に利用される農作物の種子、苗、穂木、茎及び根
- ⑤ 野菜(食用に供される花きを含む。)の種子、苗、穂木、台木、茎、根、葉及び芽
- ⑥ 飼料作物の種子
- ⑦ 果樹のうち、あんず、いちじく、うめ、とうとう(かんかとうとう、さんかとうとう及びちゅうごくとうとうに限る。)、かき、かんきつ、キウイフルーツ、くり、くるみ、すもも、なし、びわ、ぶどう、もも及びりんごの苗木及び穂木
- ⑧ 花き(食用に供される花きを除く。)のうち、－<以下、省略>－
- ⑨ 芝草のうち、－<以下、省略>－
- ⑩ 種苗法施行令(平成十年政令第三百六十八号)第一条に掲げる種に属する植物の種苗

注) 平成十七年農林水産省告示第九百二十号(種苗法第二条第六項の規定に基づく指定種苗)

特別栽培農産物の表示の基準となる化学肥料の慣行レベル及び節減対象農薬の慣行レベル

(普通作物)

<令和7年10月現在>

No.	品目名	作型等(注1)	化学肥料由来 窒素量(N:kg/10a)	農薬有効成分 回数(延べ数)	備 考
1	水稻	はえぬき	8.12 (直播8.00)	20	
		つや姫	7.12		
		コシヒカリ	6.12 (直播6.00)		
		雪若丸	8.12		
		その他の品種	7.12 (直播7.00)		ササニシキ、ひとめぼれ、あきたこまち等
		もち米品種	8.12 (直播8.00)		
2	大豆		10.00	12	
3	小麦	ナンブコムギ	14.00	5	
		ゆきちから	16.00		
4	大麦		14.00		べんけいむぎ、シュンライ
5	そば		4.00	1	
6	こんにゃく		7.50	6	

(果樹)

No.	品目名	作型等(注1)	化学肥料由来 窒素量(N:kg/10a)	農薬有効成分 回数(延べ数)	備 考
7	りんご	ふじを除く	10.00	42	
		ふじ	7.00		
8	ぶどう	デラウェア	15.00	18	露地栽培、ハウス栽培
		大粒種(注2)	12.00	22	露地栽培、ハウス栽培
9	もも		12.00	33	
10	西洋なし		12.00	36	
11	日本なし		15.00	36	
12	とうとう	雨よけ栽培	15.00	27	
		ハウス加温栽培		23	
13	かき		12.00	20	
14	すもも	早生、中生	14.00	19	大石早生、ソルダム等
		晩生		24	太陽、秋姫等
15	ブルーベリー		10.00	7	

(注1)普通作物・果樹については品種毎、野菜については作型毎を基本として設定した。

(注2)小粒種以外の品種。

(野菜1)

<令和7年10月現在>

No.	品目名	作型等	化学肥料由来 窒素量(N:kg/10a)	農薬有効成分 回数(延べ数)	備 考
16	きゅうり	半促成栽培	34.30	39	
		無加温栽培		24	
		雨よけ夏秋栽培	40.30	30	
		露地夏秋栽培		26	
		抑制栽培	25.30		
17	トマト	半促成栽培	17.45	14	
		ハウス早熟栽培		12	
		雨よけ夏秋栽培	32.45	34	
		抑制栽培	15.45	15	
18	ミニトマト	長期どり栽培	40.45	36	
		雨よけ夏秋栽培	32.45	24	
		抑制栽培	11.45	10	
19	なす	露地夏秋栽培	38.25	18	
		ハウス早熟栽培	40.25	24	10月まで収穫
		ハウス長期どり栽培		28	12月まで収穫
20	ピーマン	雨よけ栽培	34.35	30	
		露地栽培	40.35	25	
21	すいか	露地トンネル栽培 つる引き栽培	10.07	18	
		露地トンネル栽培 その他		22	トンネル移動、密閉多づる栽培等
		ハウス早熟栽培	7.06	14	
22	メロン	露地トンネル栽培	12.10	15	
		ネット系メロン ハウス早熟栽培	10.10	10	
		ネット系メロン 抑制栽培	8.10	16	
		アールス系メロン 抑制栽培	15.28	13	
23	かぼちゃ	露地栽培	18.10	12	
24	いちご	ハウス早熟栽培	28.00	24	
25	スイートコーン		25.60	8	
26	えだまめ		6.05	8	

(野菜2)

<令和7年10月現在>

No.	品目名	作型等	化学肥料由来 窒素量(N:kg/10a)	農薬有効成分 回数(延べ数)	備 考
27	さやえんどう	春まき栽培	12.00	12	スナップエンドウを含む
28	さやいんげん	つる性種露地栽培	20.00	11	
		矮性種ハウス栽培	10.00	7	
29	オクラ	雨よけ栽培	25.60	8	
30	はくさい		25.09	12	
31	キャベツ		24.05	14	
32	ブロッコリー		25.05	14	
33	ほうれんそう	春夏まき栽培	10.00	6	3~9月播種
		秋冬まき栽培		4	10~2月播種(露地)
		秋冬まき栽培(在来種)		8	種子消毒がされていない在来種
		ハウス冬期無加温栽培		6	10~2月播種(ハウス)
34	レタス	ハウス栽培	12.01	7	
35	食用ぎく	夏秋栽培	30.09	16	
36	ねぎ	露地栽培	25.15	23	
		ハウス栽培	25.30	12	
37	たまねぎ	秋定植	29.36	18	
		春定植	24.45	24	
38	にら		32.00	14	
39	アスパラガス	露地普通栽培	34.00	8	
		露地二期どり栽培	36.40	22	
		露地長期どり栽培		27	
		掘上促成栽培	35.08	15	
		ハウス長期どり栽培	50.00	22	2年目以降
40	にんにく		20.00	6	
41	せいさい	露地秋まき栽培	25.00	7	
42	しゅんぎく	ハウス栽培	15.00	5	
43	セルリー	春作ハウス栽培	30.53	21	
44	つるむらさき	ハウス雨よけ栽培	32.20	8	
		露地栽培	23.20	9	
45	こまつな	春夏まき栽培	12.00	6	3~9月播種
		秋冬まき栽培		5	10~2月播種

(野菜3)

<令和7年10月現在>

No.	品目名	作型等	化学肥料由来 窒素量(N:kg/10a)	農薬有効成分 回数(延べ数)	備 考
46	みずな	春夏まき栽培	10.00	5	3~9月播種
		秋冬まき栽培		4	10~2月播種
47	モロヘイヤ	ハウス雨よけ栽培	20.11	4	
48	おかひじき		20.00	5	
49	アスパラ菜	ハウス栽培	21.09	5	
50	チンゲンサイ	春夏まき栽培	15.00	6	3~9月播種
		秋冬まき栽培		4	10~2月播種
51	葉だいこん	ハウス栽培	15.00	5	
52	行者菜	露地栽培	19.20	2	
		ハウス栽培			
		掘上促成栽培	12.80		
53	だいこん	露地栽培	20.00	6	
		ハウス冬どり栽培	16.00	8	
54	にんじん	春まき栽培	23.00	8	4~5月播種
		夏まき栽培		12	6~8月播種
55	かぶ	露地普通栽培	11.00	7	
		露地普通栽培	6.00	7	加工用赤かぶ
		ハウス栽培	11.00	5	
56	ごぼう	露地栽培	24.00	10	
57	ながいも		35.00	14	
58	さといも		15.07	6	
59	さといも(葉柄)		15.07	6	
60	ばれいしょ		12.60	15	
61	かんしょ		12.00	9	
62	ズッキーニ		20.10	14	
63	わらび	露地栽培	15.00	4	山採りは対象外である

山形県特別栽培農産物認証要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山形県で生産される特別栽培農産物について、消費者の信頼を確固たるものとするため、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」（平成4年1月1日4食流第3889号農産園芸局長、食品流通局長及び食糧庁長官通達（以下「ガイドライン」という。））に準じ、第三者機関による認証を推進することにより、特別栽培農産物に係る生産組織と産地の育成及び流通の適正化を図り、もって山形県農産物の生産振興に寄与することを目的とする。

(認証の対象及び認証体制)

第2条 認証の対象は、不特定多数の消費者及び加工・業務用として特定の業者に販売される特別栽培農産物であり、認証の対象作物は、本県が策定している「特別栽培農産物の表示の基準となる化学肥料及び節減対象農薬の慣行レベル」に定める作物とする。

- 2 知事は、本県内において、公平性、客觀性を有し、かつ、ガイドライン制度を適正かつ確実に実行できる体制が整備されており、「日本農林規格等に関する法律に基づく有機農産物等の登録認証機関」、かつ、「やまがた農産物安全・安心取組認証制度」の第三者認証機関として実績のある、公益財団法人やまがた農業支援センター（以下「センター」という。）を認証機関として指定する。
- 3 センターは、適正かつ確実にガイドライン及び本要綱に基づく業務を実施するため、認証に必要な内部規程（以下「認証規程」という。）を定め、適切に運用する。
- 4 知事は、センターが適正かつ確実にガイドライン及び本要綱に基づく業務を実施することができないと認めるときは、第2項の指定を取り消すことができる。

(認証の申請者)

第3条 認証を受けようとするもの（以下「認証申請者」という。）は、次の各号のいずれにも適合するものとする。

- (1) 第11条第1項又は第2項の規定による認証登録の取り消しを受けた日から1年を経過していないものでないこと。
(2) 次のいずれかに該当すること。
　イ 生産者又は生産組織あるいは法人（以下「生産組織等」という。）
　ロ 生産組織等がセンターの認証を受け生産する特別栽培玄米を精米、又は小分け等をして販売しようとする販売業者（以下「販売者」という。）
- 2 認証申請者は、栽培管理、品質管理、出荷及び販売、表示等の適正を図るため、生産組織等にあっては次に定める栽培責任者及び確認責任者を、販売者（生産組織等で自ら生産する特別栽培米を精米又は小分け等をして販売しようとする場合を含む。）にあっては次に定める精米責任者及び精米確認者を置くものとする。
(1) 栽培責任者 生産組織等の品目部会や研究会を統括する生産者代表で、認証申請に係る農作物の栽培管理を行う者（ただし、第3項第1号の現場栽培責任者を

置く場合にあっては、栽培管理の指導を行う者）をいう。

- (2) 確認責任者 当該地域の農業に精通し技術的な指導力を有する者で認証申請に係る農作物の栽培の管理方法の調査、管理等に係る記録内容の確認及び栽培責任者による管理等についての指導を行う者（ただし、第3項第2号の現場確認責任者を置く場合にあっては、調査、確認及び指導の統括を行う者）をいう。
 - (3) 精米責任者 販売者又は生産組織等の精米業務を統括する実務者で、とう精施設において原料である玄米をとう精する者をいう。
 - (4) 精米確認者 米穀に関して一定の知識を有する者でとう精の実績等の調査、実績等に係る記録内容の確認及び精米責任者によるとう精についての指導を行う者をいう。
- 3 生産組織等及び精米を行う生産組織等で、生産ほ場が広範囲にわたる場合は、次に定める現場栽培責任者及び現場確認責任者を置くことができる。
- (1) 現場栽培責任者 栽培責任者の指導のもとで認証申請に係る農作物の栽培管理の指導を行う者をいう。
 - (2) 現場確認責任者 確認責任者の統括のもとで認証申請に係る農作物の栽培の管理方法の調査、管理等に係る記録内容の確認及び現場栽培責任者による管理等についての指導を行う者をいう。

（認証の手続き等）

第4条 認証申請者は、センター理事長（以下「理事長」という。）に対して、認証規程により認証申請書を提出しなければならない。

- 2 認証申請者（販売者を除く。）は、申請書の提出に先立って所管の山形県総合支庁農業技術普及課（以下、「農業技術普及課」という。）から、生産計画について指導・助言を得るものとする。
- 3 認証申請者は、認証規程の定める期間により認証申請書をセンターに提出するものとする。
- 4 理事長は、認証申請に係る書類及び現地の検査を行う検査員を任命する。検査員は、書類検査及び現地検査を行って、その結果を理事長に報告する。
- 5 センターは、検査員の書類検査結果報告書に基づき、速やかに申請内容確認通知書を発行する。
- 6 センターは、認証申請に係る書類の内容において改善が必要と認める場合は、認証申請者に対し改善を求めることができる。
- 7 理事長は、認証規程に基づき、認証審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置するとともに、審査委員を委嘱する。
- 8 審査委員会は、理事長の指示を受けて前項による検査結果等に基づき申請内容を審査し、その結果を理事長に具申する。
- 9 理事長は、第8項の審査結果に基づき、認証申請書及び現地ほ場における栽培管理の内容がガイドラインに準拠していると認められる場合は、認証規程により認証登録を行い、認証申請者に対して速やかにその旨を通知する。
- 10 理事長は、第8項の審査結果に基づき、認証申請の内容がガイドラインに準拠

していないと認められる場合は、認証申請者に対し、認証規程により認証しない旨を速やかに通知する。

1 1 第9項の規定に基づき認証登録を受けたもの（以下「認証登録者」という。）は、栽培管理の過程において、化学肥料の窒素成分量、節減対象農薬の使用回数がガイドラインに準拠しないことが確認され、自ら登録を取下げる場合は、速やかに認証規程によりその旨を届出るとともに、認証登録証を返納する。

1 2 認証登録者は、栽培管理の過程において、認証登録内容と実績に不一致が生じた場合、又は、生じることが避けられないと判断した場合は、認証規程により速やかに報告する。

1 3 センターは、栽培管理の実施状況等において改善が必要と認められる場合は、認証登録者に対し改善を求めることができる。

（認証シールの交付等）

第5条 センターは、第4条第9項の規定により、認証登録を行った場合は、認証登録者に対し、速やかに認証シールを交付する。

2 認証シール交付後において、作柄の好転、荷口の変更によりシールの追加が必要となった場合は速やかに理事長に追加交付依頼書を提出する。

（認証手数料）

第6条 認証申請者及び認証登録者は、認証規程に定める特別栽培農産物認証手数料をセンターが指定する期日までに納付するものとする。

（認証の表示）

第7条 認証登録者は、ガイドラインに基づく表示を行わなければならない。

2 認証の表示は、認証シールによるものとし、認証登録者は、認証された特別栽培農産物（以下「認証農産物」という。）の出荷及び販売を行う場合には、原則容器包装類に認証シールを貼付するものとする。

3 認証登録者は、認証シールの適正な使用及び管理に努めるとともに、認証農産物以外に認証シールを貼付してはならない。

4 認証登録者は、認証規程に定める認証シール交付手数料をセンターが指定する期日までに納付するものとする。

5 認証登録者は、使用しなかった認証シールがある場合及び第11条第1項又は第2項の規定により認証登録の取り消しを受けた場合には、その認証シールを理事長に返納しなければならない。この場合、当該返納されたシールに係る経費は、返還しない。

また、次年度も同じ品目を特別栽培農産物として認証登録を受けた場合は、残りの認証シールを継続使用できる。

（認証申請者及び認証登録者の責務）

第8条 認証申請者及び認証登録者は、ガイドライン及び認証規程を遵守し、認証農

産物の栽培管理、品質管理についての記録を行うとともに、出荷及び販売における表示等を適正に行なわなければならない。

(認証登録の有効期限)

第9条 認証登録の有効期限は、第4条第9項による登録を受けた日（以下「登録日」という。）から当該特別栽培農産物の販売を終了する日までとする。

(実績報告)

第10条 認証登録者は、認証規程により認証農産物の生産、出荷及び販売の実績を出荷及び販売終了後1ヶ月以内又は翌年1月末日のいずれかの早い期日までに理事長に報告しなければならない。ただし、翌年1月末日までに出荷及び販売が完了しない場合は、12月末日時点での中間実績を報告するものとする。

(認証登録の取り消し)

第11条 センターは、第5条第12項の報告に基づき栽培管理の実施状況がガイドラインに準拠していないと認められる場合は、当該ガイドラインに準拠していない認証を取り消すことができる。

- 2 センターは、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該認証を取り消すことができる。
 - (1) 認証シールを不正に使用した場合
 - (2) 正当な理由なく第12条の規定による理事長の指示に従わなかった場合、報告を怠った場合及び現地審査に応じなかつた場合
 - (3) その他認証制度に関して不正又は不適当な行為を行つた場合
- 3 理事長は、前2項の規定により認証登録を取り消した場合は、認証規程によりその者に通知する。
- 4 第1項の規定により認証を取り消されたものは、認証登録通知書を速やかに返納しなければならない。
- 5 第2項の規定により認証を取り消されたものは、次に掲げる事項を履行しなければならない。
 - (1) 認証農産物としての出荷及び販売の停止
 - (2) 既に出荷した認証農産物の回収
 - (3) 認証登録通知書及び未使用の認証シールの返納
 - (4) その他、理事長が必要と認める事項
- 6 不正又は不適切な行為を行つた生産者及び販売者は全責任を負うものとし、センターに経過等の報告を行わなければならない。

(指示、報告及び検査)

第12条 センターは、認証規程の目的を達成するため必要と認めるときは、認証制度の厳守の徹底、農産物栽培管理方法並びに出荷及び販売の方法の改善、その他必要な措置を講ずるよう認証登録者に指示することができる。

2 センターは、必要に応じて、認証申請者及び認証登録者に報告を求め、又は現地審査を実施することができる。

(書類の管理)

第13条 認証登録者は、実績報告後3年間以上認証に係る文書及び記録等の関係書類を保管しなければならない。

(情報の提供)

第14条 センターは、関係団体及び県とともに、認証に関して生産者、消費者、流通業者等に対して普及啓発に努めるものとする。

2 センターは、国、山形県若しくは他の地方公共団体又はその委託を受けた者が利用する場合であって事務に必要な限度で利用し、かつ利用することに相当の理由があると認めた場合は、認証者の氏名・住所、ほ場地番及び面積、認証に係る農林物資の種類、認証の年月日をそれらの者に開示することができる。また、認証申請者で申請者が情報公開の可と表示したものについて、申請組織名、代表者名、市町村名、電話番号、認証品目をホームページ等で公表できるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成12年度に（財）山形県農業技術協会有機農産物等認証審査会より認証を受けたものは、第4条第3項により認証登録されたものとみなし、第8条第1項の規定の適用においては、当該認証に係る通知の日をもって、第4条第3項の規定により登録を受けた日とみなす。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に認証登録を受けているものについては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に認証登録を受けているものについては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年12月28日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に認証登録を受けているものについては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年1月25日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に認証登録を受けているものについては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年1月18日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に認証登録を受けているものについては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年3月29日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に認証登録を受けているものについては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に認証登録を受けているものについては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年12月19日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に認証登録を受けているものについては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年11月29日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に認証登録を受けているものについては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年10月28日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に認証登録を受けているものについては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年10月24日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に認証登録を受けているものについては、なお、従前の例による。